

警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令を次のように定める。

警察官警棒等使用及び取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号。以下「警棒規範」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(警棒等の使用上の注意)

第2条 警棒等の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 必要とされる限度を超えないこと。
- (2) 相手方若しくは第三者から奪取され、又は逆用されることのないよう心掛けること。

(報告)

第3条 警棒規範第7条第1項に規定する報告内容は、同条第4項各号に掲げられた事項に準ずるものとする。

2 所属長は、警棒規範第7条第3項の規定により本部長に報告する場合は、警務部監察官室長及び関係課長に併せて通報するものとする。

(警棒等の携帯方法)

第4条 制服又は特殊の被服を着用した場合の警棒の携帯方法は、警棒規範第9条の規定及び警察官の服制に関する規則施行細則（昭和52年本部訓令第9号）第7条の規定によるもののほか、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 通常の場合は、帯革に着装し、勤務上必要がある場合には手に持ち、又は脇に抱える。
- (2) 警棒を手に持つときは、通常、引き延ばして持つものとし、つりひもに右（左）手を通し、当該つりひもと握り部を併せて握る。この場合、つりひもの結着部を上方にして、警棒のつばにかからない程度に握るものとする。

なお、状況により引き延ばしをしないで持つ場合も同様とする。

- (3) 警棒を引き延ばして脇に抱えるときは、右（左）脇下に水平に抱き込み、右（左）手で下から警棒の握り部をつりひもととともに軽くつかみ、肘を体に接する。
- (4) 交番等に勤務する女性警察官にあっては、前各号に掲げる方法により携帯するものとする。ただし、所属長が認めた場合は、この限りでない。

2 私服を着用した場合の警棒の携帯方法は、外部から容易に知られないようにして適宜な方法とする。

3 警じょうの携帯方法は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 通常の場合は、立じょうとし、必要により支えじょう、抱えじょう、提げじょうとする。
- (2) 立じょうは、左腕を自然に垂れ、手首をやや前方に曲げ、親指とひとさし指をもって警じょうを挟み、他の指はひとさし指に添えて軽くこれを押え、左手首を左腰のかん骨下部に接し、警じょうを垂直に立て、警じょうの下部は左足先外側の斜前方おおむね3センチメートルの所におく。
- (3) 支えじょうは、立じょうの位置からすり上げて警じょうの下部を地上から約5センチメートル離して親指とひとさし指、なか指及び他の指で警じょうを軽く握り警じょうを垂直に立てる。
- (4) 抱えじょうは、立じょうからそのまま警じょうを握って持ち上げ、警じょうの中央から下部をわきの下に抱え込むように挟んで、体から約30度の角度を保つようにしてひじを後方に曲げ、左たなごころを上にしてひとさし指を警じょうに自然に添え、手首は左腰かん骨に接する。
- (5) 提げじょうは、立じょうから左手親指を内側にして、警じょうの中央を握り、持ち上げるとともに、警じょうの下部を体に接して、警じょうの上部を足先の方向に向けて軽く体につける。

(警棒を携帯する場合の注意)

第5条 警棒を携帯する場合は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警棒を手に持つ以外の方法で携帯する場合は、脱落、紛失等することがないように、その取扱いに注意すること。
- (2) 夜間の警ら活動及び警棒の使用があらかじめ予想されるなど必要がある場合は、必ず警棒を

引き延ばして手に持ち、的確に事案に対応できるようにすること。